

居宅介護重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1、事業者の概要

名称	NPO法人アクト練馬たすけあいワーカーズエプロン
法人種別	特定非営利活動法人（NPO法人）
法人所在地	東京都練馬区石神井町8-53-24
電話番号	03-6915-9315
代表者氏名	猪狩 英則

2、事業所の概要

事業所の名称	NPOエプロン訪問介護
事業所の所在地	東京都練馬区石神井町8-53-24
事業所の電話番号	03-6915-9325
サービス提供地域	練馬区
サービス提供曜日・時間	月・火・水・木・金・土・日 6:00~22:00 12月29日~1月3日は休業
受付時間	月曜日から金曜日 9:00~17:00
事業所番号	1312000449
運営方針	障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境に応じて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
自己評価の実施状況	居宅介護員サービス技術自己評価、事業体自己評価を実施している。
第三者評価の実施状況	未実施
職員への研修の実施状況	採用時研修、継続研修年4回以上実施

3、事業所の職員体制 令和6年9月1日現在

職種	資格	常勤（人）	非常勤（人）
管理者（サービス提供責任者兼務）	介護福祉士	1	0
サービス提供責任者	介護福祉士	2	0
	実務者研修修了者	1	0
コーディネーター	介護福祉士	1	1
	実務者研修修了者	0	0
	初任者研修等修了者	0	0
居宅介護員	介護福祉士	0	16
	実務者研修修了者	0	0
	初任者研修等修了者	0	13

<当事業所の特徴>

- ・ N P O 法人として営利を目的とせず、利用者の立場にたったサービスを第一に考えます
- ・ チームを組んでサービスにあたります。また、担当の専任コーディネーターにより、迅速な対応をいたします
- ・ 利用者のプライバシーを守ります
- ・ 地域の保健・医療・福祉サービス等と連携したサービスの提供に努めます
- ・ 援助技術の向上のために、定期的にヘルパーの研修を行っています
- ・ 障害福祉サービスのほかに自費の自立援助サービスや、介護保険のサービスを行っています

4、主たる対象者

特定なし

5、提供するサービス

- ① 居宅介護 身体介護：食事・排泄・入浴・更衣・移動・移乗等の介護、自立支援
 家事援助：調理・洗濯・買物・掃除等の支援、自立支援
 通院等介助（身体介護有・無）
 - ② 重度訪問介護 身体介護全般・家事全般・生活全般にわたる援助
 - ③ 同行援護 外出支援
- ※ ヘルパーの禁止行為
- ① 利用者に対する暴力等の虐待行為
 - ② 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く。）
 - ③ 利用者の同居家族に対するサービス
 - ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（庭の手入れやペットの世話等）
 - ⑤ 居宅介護（身体介護、家事援助）における外出や単なる見守りのサービス

6、利用料金

（1）介護給付費支給対象サービス利用者負担額

居宅介護サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額（居宅介護サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。また、居宅介護サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第31条により特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。

また、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者がいる場合で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減される場合もあります。

詳しくは、お住まいの区市町村にお尋ねください。

居宅介護サービス提供に要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費

用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)」別表介護給付費等単位数表により算定する単位数(下記表)に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となります。

月合計給付単位数

(①基本サービス単位数+②加算単位数) × 1単位の単価=サービスに要した総費用

居宅介護サービスに要する費用と利用者負担額の目安は、別紙「障害福祉サービス料金表」のとおりです。

ただし、利用者の身体的理由等により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は2人分の料金を戴きます。事業者は、区市町村から法定代理受領により、居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、利用者に係る介護給付費の額をお知らせいたします。
法定代理受領を行わない居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、サービス証明書を利用者に交付します。

(2) その他、居宅介護サービスに係る費用について

① 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用料については、交通費は無料です。それ以外の地域への居宅介護サービス提供につきましては、当事業所の従事者がお伺いするための交通費の実費を戴きます。

同行援護は実費を戴きます。

② 記録等複写サービス

利用者の実費負担となります。

③ 通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費

利用者の実費負担となります。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。

- ・ご利用の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合・・・・・・無料
- ・ご利用の前日の午後5時までにご連絡いただけなかった場合・・・1,000円

*但し、緊急入院、死亡の場合にはかかりません

(4) 感染症予防のための消耗品代

排泄介助、入浴介助、清拭等、感染症予防の配慮が必要なサービスの提供にあたっては、手袋、消毒薬等をご利用者、保護者の負担でご用意ください。

(5) その他

利用者のお住まいでのサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者にご負担いただきます。

(6) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までに請求しますので、25日までにお支払いください。支払いは、原則としてゆうちょ銀行自動口座引き落としでお願いします。

ただし、これによりがたい場合は、現金または事業者指定口座への振込みでお願いします。

7、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給認定有効期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者からの契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 居宅介護の提供に当っては、適切なサービスを提供するため、利用者の心身の状況や生活環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し 7 日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも、契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10 日以内にお支払いいただけない場合。利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。ハラスメント、暴言、暴力等を行なった場合には、事業者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の 30 日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 居宅介護の介護給付費支給認定有効期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過を持って終了します。）
- ③ 利用者が亡くなった場合

8、緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、別紙「緊急事態に対応するための連絡カード」に記載のある、主治医、救急隊、ご家族、相談支援専門員等へ連絡いたします。

9、この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	大友 依里 (管理者)
電話番号	03-6915-9325
受付時間	月～金 9:00～17:00

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局
電話番号	03-3993-1344
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く） 8:30～17:00

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金（祝日 年末年始を除く） 10:00～16:00

10、虐待防止のための措置に関する事項

（1）事業所内の虐待防止のための体制

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止に関する責任者を選定します。虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置します。従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施し、新規職員採用時にも実施します。

（2）成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度やその他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、権利擁護センターほっとサポートねりまを適宜紹介します。

（3）虐待等に係る苦情解決体制の整備に関する事項

虐待等に係る苦情は、当事業所において包括的に設置する上記の苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、虐待防止委員会に報告します。

虐待の防止に関する責任者名	大友 依里 (管理者)
---------------	-------------

11、その他自費サービス（料金は別紙「障害福祉サービス料金表」をご覧ください）

・アクトつながるケア

エプロンではNPO・ACTと連携し、アクトつながるケア（自立援助サービス）を行っています。アクトは会員制の組織で、会員同士のたすけあいによる地域でのまちづくりを進めています。総合事業では対応できないサービスをご希望の場合はご相談ください。ご利用にあたって、まずはアクトの会員（年会費が必要です）になっていただき、アクトつながるケアの契約をしていただく必要があります。

・プラスサービス

障害福祉サービスで算定されないヘルパーの待ち時間等についてはエプロン独自のプラスサービスのご利用が可能です。事前に契約が必要になりますのでご相談ください。

居宅介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

(説明者) 氏名

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

年 月 日

利用者

(住所)

(氏名)

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名)

事業者

(所在地) 東京都練馬区石神井町8-5 3-24

(名称) NPO 法人アクト練馬たすけあいワーカーズエプロン

(理事長) 猪狩英則

事業所

(所在地) 東京都練馬区石神井町8-5 3-24

(名称) NPO エプロン訪問介護

(指定番号) 1312000449 東京都